

VIII 施策を支える基盤づくり

- がん対策の基本となるがん登録を進め、施策の充実を目指します。
- 先進的な医療の実現に向けたがんに関する研究の一層の推進を目指します。
- あらゆる世代の都民が、がんについて正しく理解することを目指します。

1 がん登録の推進

- 「がん登録」は、がん患者について、診断、治療及びその後の転帰¹⁰⁸に関する情報を収集し、分析する仕組みのことです。がん対策を効果的に実施するためには、がん登録のデータを活用することにより、がんの患者数、罹患率、生存率及び治療効果等の実態を正確に把握する必要があります。
- 平成28（2016）年1月に施行された、「がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）」では、「全国がん登録」と「院内がん登録」の2種類が規定されています。
- 全国がん登録は、日本でがんと診断された全ての人の診断・治療情報（以下「患者情報」という。）と死亡情報のデータを、実施主体である国が一つにまとめて集計、分析、管理する仕組みです。広範な情報を収集することで、より正確な罹患率や生存率が把握できるようになり、国や各自治体のがん対策の充実等に役立てることが期待されています。
- 院内がん登録は、各病院が実施主体となり、院内でがんの診断・治療を行った全患者の診断、治療及び予後¹⁰⁹に関する情報を登録する仕組みです。当該病院のがん診療の実態把握や他の病院との比較が可能となり、がん医療の向上が図られるとともに、患者や家族の病院の選択に役立ちます。
- がん登録情報の利活用については、全国がん登録や院内がん登録によって得られるデータと他のデータとの連携により、より利活用しやすい情報が得られる可能性があります。ただし、データの連携を検討する際には、個人情報保護に配慮する必要があります。国は、地方公共団体が地域別のがん罹患状況や生存率等のがん登録データを用いて、がん対策の施策を立案する上で参考となる資料を作成し、地方公共団体における科学的根拠に基づいたがん対策やがん研究の推進のあり方について検討するとしています。

108 「転帰」：がん罹患後、最終的にどうなったかということ。

109 「予後」：病気や治療などの医学的な経過についての見通しのこと。

(1) 全国がん登録

現状と課題

- 都では、都内のがんの状況を把握し、がん検診や効果的な医療計画・予防対策の企画や評価に役立てるため、平成 24 (2012) 年 7 月に地域がん登録室を設置し、がん患者の情報を収集してデータベースに登録する「地域がん登録¹¹⁰⁾」を行ってきました。
- 平成 28 (2016) 年に全国がん登録の制度が開始されたことにより、平成 28 (2016) 年以降のデータについては、全国がん登録に移行し、病院及び指定された診療所は、全国がん登録のデータを都道府県に届け出ることが義務付けられました。
- 今後のがん対策の推進に向けて、全国がん登録のデータを十分に活用していくためには、より多くの患者情報を収集、蓄積するとともに、的確な分析、評価により、データの精度を高めていくことが重要です。
- がん登録は、多くの個人情報を取り扱うため、慎重かつ適正に管理する必要があります。また、都民や医療機関に対して、がん登録制度の意義や目的についての理解促進を行うことが必要です。

取組の方向性

① 全国がん登録の質の向上及び医療機関や都民への普及啓発の実施

- 病院及び指定診療所による適正かつ確実な届出を目指すため、実務担当者向けに実施している研修を継続し、全国がん登録の質の向上を図ります。
- 個人情報の適正な取扱いを徹底するとともに、より多くの患者情報の収集に向け、医療機関や都民に対して、全国がん登録の意義や目的の周知などの理解促進に向けた啓発を実施します。
- がん登録データの活用による計画の推進に向け、データ分析や施策への反映について、検討を行います。

(2) 院内がん登録

現状と課題

- 専門的ながん医療を行う病院は、院内がん登録に努めるとされていますが、拠点病院等の指定に当たっては、標準登録様式¹¹¹⁾に基づく院内がん登録の実施が義務付けられており、都内の全ての拠点病院等で院内がん登録を実施しています。拠点病院等以外の医療機関で院内がん登録を実施している場合もあります。

110 「地域がん登録」：各都道府県が地域内のがんに関する情報を、集計・分析・管理する仕組み

111 「標準登録様式」：平成 27 年 12 月 15 日付厚生労働省告示第 470 号「院内がん登録の実施に係る指針」により規定されている国立がん研究センターが提示する院内がん登録に係る標準的な登録様式のこと。

- 都では、平成 22（2010）年度から東京都立駒込病院内に院内がん登録室を設置し、拠点病院等の院内がん登録データの集計、分析を行い、がんの医療の実態を把握するとともに、各病院の登録実務者に対し、知識、技術のための研修等を行っています。院内がん登録室で行った集計、分析結果は、東京都がん診療連携協議会（都道府県協議会。54 ページ図 37 参照）で、検討と評価が行われた後、各拠点病院等に集計、分析結果を還元し、医療機能の評価に活用されています。
- 国立がん研究センターでは、全国のがん診療連携拠点病院等に加え、各都道府県が推薦する病院の院内がん登録のデータを全国集計し、その結果を公開しています。これは、各がん種や進行度、その治療の分布を把握し、国や都道府県のがん対策に役立てることや、各病院が自施設のがん診療状況を全国と比較して把握し、がん診療の方向性等を検討することを目的としたものです。
- 院内がん登録データの集計及び分析には、院内がん登録の精度の維持向上が不可欠です。そのためには、各病院の登録実務者への研修実施等による、人材育成・支援体制が必要です。また、国及び国立がん研究センターは、研究の推進や国民への情報提供に資するよう、がん登録で収集する項目を必要に応じて見直すとしています。
- 都では、国が指定する国拠点病院及び地域がん診療病院に加え、都拠点病院等を国立がん研究センターの院内がん登録全国集計に推薦しており、各病院がデータ提供を実施しているため、都内の拠点病院等におけるがん治療の基礎情報が比較可能となっています。こうした各拠点病院等の個別の院内がん登録データによって得られる情報は、都民やがん患者及び家族にとって、より理解しやすく提供する必要があります。

取組の方向性

① 院内がん登録の質の維持向上

- 都は、拠点病院等の院内がん登録実務者に対して実施している研修の実施を継続し、各拠点病院等における院内がん登録の精度の維持向上を図ります。
- 東京都がん診療連携協議会（都道府県協議会）では、国や国立がん研究センターによる収集項目の見直し等の最新の情報や、各医療機関の登録実務の好事例等を、院内がん登録の実務者間で共有できる場を確保し、各病院が円滑に対応できるよう支援していきます。
- がん登録データを活用、分析し、計画の推進に向けた施策の立案等を検討していきます。

② 都民や患者及び家族にとって分かりやすい院内がん登録情報の提供

- 都は、引き続き都拠点病院等を院内がん登録の全国集計に推薦し、都内の拠点病院等と全国の各施設の間で、がん診療の状況が比較可能な状態を継続していきます。

- 各拠点病院等が、院外がん登録のデータをもとに、都民やがん患者等に対し各病院の特徴を公開できるよう、東京都がん診療連携協議会（都道府県協議会）において、各病院の院内がん登録データの公開状況やその方法を共有していきます。

2 がんに関する研究の推進

現状と課題

- がんに関する研究については、国の第2期基本計画に基づき、平成26（2014）年3月に、厚生労働大臣、文部科学大臣、経済産業大臣の確認の下に策定された「がん研究10か年戦略」に基づき推進されてきました。これまで以上に、がんの本態解明研究とこれに基づく革新的な予防、早期発見、診断、治療に係る技術の実用化を目指した臨床研究に取り組むとともに、小児がんや高齢者のがん、難治性がんや希少がん等にかかる研究も推進することなどが求められています。
- がん患者のゲノム（全遺伝情報）を解析することで原因となる遺伝子の変異を調べ、個人ごとに最適の薬や治療法を探す、がんゲノム医療が広まりつつあります。
- 都におけるがん研究については、大学病院等で実施されているほか、公益財団法人東京都医学総合研究所（以下「都医学研」という。）や地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「健康長寿医療センター」という。）において、実施されています。

都医学研では、取り組むべき課題の一つに「がん」を位置付け、都立病院等との連携により早期診断法や治療薬の開発に係る研究を行っています。

健康長寿医療センターでは、重点医療の一つに「高齢者のがん」を掲げ、高齢者のがんに関する基盤研究を推進し、診断や治療に有効な臨床応用研究を進めています。
- がんに関する研究については、都医学研及び健康長寿医療センターと都立病院や都内医療機関等と連携を図りながら、早期診断法や治療薬につながる研究を更に推進する必要があります。

取組の方向性

① がん研究の着実な推進

- がんに関する研究については、都医学研や健康長寿医療センターにおいて、次世代診断法及び治療薬の開発に係る研究を着実に推進していきます。
- ゲノム医療に関して、国は、重点的に研究を推進するため、「がんゲノム情報管理センター」に集積された情報を分析し、戦略的にがん研究を進める体制を整備するとしています。さらに国は、今後、「がん研究10か年戦略」について、第3期基本計画を踏まえ、新たな課題や重点的に進めるべき研究を盛り込み、内容を見直すとしています。都においても、がんゲノム医療中核拠点病院等の今後の整備状況や「がん研究10か年戦略」の見直しを踏まえ、必要な取組を検討していきます。



どう違う？「全国がん登録」と「院内がん登録」

「がん登録」とは、がん患者の罹患、診療及びその後の経過等に関する情報を収集し、保管、整理、分析する仕組みです。がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）では「全国がん登録」と「院内がん登録」の二つの制度が規定されています。

	全国がん登録	院内がん登録
実施主体	国	病院
登録対象	<p>全てのがん患者（全国）</p> <p>※がん患者のデータは、各医療機関から都道府県を経由して国に集約される。</p>	<p>当該病院で診断・治療を受けた全てのがん患者</p> <p>※各病院が収集したデータの一部は、全国がん登録のデータとして国に提出される。</p>
特徴	<p>全国から情報を収集することで、より正確な罹患率や生存率、受療状況等の把握ができるため、国や各自治体の効果的ながん対策の立案や施策の評価に活用可能</p>	<p>当該病院におけるがん医療の実態把握や、各病院が同じ方法で情報を登録することで、他の病院との比較ができるため、各病院のがん診療の特徴が分かり、がん医療の質の向上や患者及び家族の病院選択に活用可能</p>

3 がんに対する正しい理解の促進

(1) 学校におけるがん教育の推進

現状と課題

- 学校教育の場においては、学習指導要領に基づき、主に体育や保健体育の授業の中で、疾病の予防と関連付けて指導しています。
- 国においては、文部科学省が、平成 26（2014）年度から 28（2016）年度にかけて、「がん教育」の在り方に関する検討会において検討するとともに、「がんの教育総合支援事業」を実施し、全国各地のモデル校においてがん教育を展開してきました。

- 平成 28 年(2016) 4 月には、「がん教育推進のための教材(以下「教材」という。)」や「外部講師を用いたがん教育ガイドライン(以下「教育ガイドライン」という。)」を作成し、活用を呼びかけています。
- 東京都教育委員会では、児童・生徒に対して適切にがん教育が行えるよう、これらの教材や教育ガイドラインに基づいて、小学校・中学校・高等学校の発達段階に応じたリーフレットを作成・配布し、各学校での活用を促すとともに、教員の指導力向上を目的とした講演会を実施しています。
- 中でも、外部講師の活用については、医師やがん経験者等の外部有識者や関連部署等から構成する「東京都がん教育推進協議会」において連携体制を構築し、効果的な活用方法や人材の確保などについて具体的な検討を進めています。
- 平成 29(2017) 年 3 月に学習指導要領が改訂され、中学校においては、平成 33(2021) 年度から、健康の保持増進、生活習慣病に関連して「がんについても取り扱うものとする。」と明記されました。この改訂と、全国のモデル校で展開された取組の成果や課題を踏まえ、がん教育を適正に実施するとともに、指導内容の充実を図る必要があります。
- 学校におけるがん教育を進めるに当たり、がんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深めるため、学校医や医療従事者、がん経験者等の外部講師を積極的に活用し、教員と十分な連携を図りながら実施することが必要です。

取組の方向性

① 効果的ながん教育の実施

- 東京都教育委員会は、学習指導要領の改訂を踏まえ、全公立学校の児童・生徒を対象に、発達段階に応じたリーフレットを作成・配布するとともに、健康教育関係の研究指定校等において、リーフレットや外部講師等を活用したモデル授業を実施し、実践例の普及を図るなど、効果的ながん教育の実施を目指します。
- また、がん教育を通じて、児童・生徒ががん患者や経験者に適切に接することができるよう、正しい理解を促します。
- さらに、「東京都がん教育推進協議会」における検討結果を踏まえ、外部講師を活用した効果的ながん教育を推進していきます。
- 教員を対象とした講演会の実施等により、がんの予防及び検診の重要性や、がん患者への理解を促し、がん教育に関する指導力の向上を推進するとともに、がんに罹患した子供への対応力を強化していきます。
- また、保護者や地域の関係機関と連携したがん教育の推進に向け、学校保健委員会やPTA主催の講演会等の活用も進めていきます。

(2) あらゆる世代に対する理解促進及び啓発の推進

現状と課題

- がんの予防及び早期発見に関しては、児童・生徒以外のあらゆる世代に対して、国が策定した「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、主として区市町村ががんについての健康教育を実施することとなっています。また、前述のとおり、がん検診の重要性の理解や検診受診促進等にかかる啓発も、検診の実施主体である区市町村が行っています。
- 都は、区市町村における健康教育の実施状況を把握した上で、都民に向けた生活習慣病の要因等に関する情報提供を行うなど、都民のがんに対する正しい理解を促進していく必要があります。
- がん患者にとって、がんの罹患そのものが日常生活の大きな障壁となったり、自身ががんであることを自由に話すことができない場合があり、患者が社会で過ごす上で困難に直面する場面があるのが現状です。
- このような現状を改善するとともに、自分や身近な人ががん罹患しても、そのことを正しく理解し、向き合うことができるようにするためには、がんに関する正しい理解が必要です。
- また、職場におけるがん予防や治療と仕事の両立への理解促進も必要です。

取組の方向性

① あらゆる世代に対する健康教育及び普及啓発

- 都は、区市町村が行う健康教育の事例を収集し、がん予防に対する理解促進とともに、検診受診につながる啓発を行う等の効果的な取組を紹介するなど、区市町村が適切にがん教育に取り組めるよう、情報共有を通じてあらゆる世代に対するがん教育の推進を図ります。
- また、都民一人ひとりががん予防や早期発見の重要性を認識し、科学的根拠に基づいたがん予防のための生活習慣の改善や、適切な検診受診といった主体的な行動につなげられるよう、予防・早期発見・早期治療に取り組む機運を醸成する効果的な普及啓発活動を展開していきます。
- がん医療の進歩等により、がん患者の生存率は大きく向上しており、がん罹患しても、早期に発見され適切な治療がなされれば、罹患前と変わらず生活することができる場合も多くなってきたことについて、都民に正しい理解を促します。
- さらに、がんゲノム医療、免疫療法といった新しい分野の医療情報や、口腔ケアの重要性といった都民への啓発が必要な事項などについても、東京都がんポータルサイト等を通し、様々な情報を分かりやすく提供していきます。

- 緩和ケアは人生の最終段階（終末期）の患者だけが受けるものではなく、診断された時から受け、QOL（生活の質）を高めていくためのものでもあることを普及していく必要があります。また、医療用麻薬やターミナルケア等、誤った認識を持ちやすい情報についても、正しい知識を普及するほか、緩和ケアに関連する様々な情報も発信していきます。
- また、ライフステージごとに、周囲の理解が必要な内容は異なります。例えば、小児やAYA世代でがんを発症した場合、晩期合併症や二次がんが発症する可能性があり、長期的なフォローが必要です。どのようなライフステージにあったとしても、がん患者が地域で安心して過ごすことができるよう、国の検討も踏まえながら、必要な普及啓発を進めていきます。

② 職域におけるがんに対する理解促進

- 職域におけるがんに対する理解促進を図るためには、企業等が、社員研修等により、がんを知り、がん患者への理解を深め、がん患者が働きやすい社内風土づくりに努めることが必要です。
- 都は、職場での、従業員やその家族に向けた健康教育や、がん治療と仕事の両立に向けた機運の醸成に取り組む企業等を支援します。

【指 標】

指 標	現行値	目標値	出典
「がんは治る病気である」の設問に「そう思う」「多少思う」と回答した都民の割合【再掲】	68.1% (平成 28 年度)	増やす	都民意識調査